

# 北海道消費生活審議会傍聴要領

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道消費生活審議会（以下「審議会」という。）の傍聴を希望される方は、審議会の開催予定時刻の10分前までに、受付で氏名・住所等を記入し、事務局の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

## 2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、審議会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 審議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。
- (2) 審議会において、飲食などはできません。
- (3) 審議会において、写真撮影、録画、録音はできません。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他審議会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

## 3 審議会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。  
ご不明な点があれば、事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。